

予算決算委員会建設分科会記録

1 日 時 令和5年9月20日（水曜日）

開 会	午前 9時57分
休 憩	午前10時10分
再 開	午前10時23分
休 憩	午前10時33分
再 開	午前10時39分
閉 会	午前11時03分

2 場 所 第 4 委 員 会 室

3 出席委員 8人

分科会長	横 野 昭
分科会副会長	村 石 篤
委 員	澤 田 和 秀
//	田 辺 裕 三
//	泉 英 之
//	谷 口 寿 一
//	成 田 光 雄
//	橋 本 雅 雄

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【消防局】

局長	河部 勝巳
局次長	石井 誠
総務課長	浦山 信之
予防課長	岸 隆志
警防課長	松井 孝博
通信指令課長	井原 毅
総務課主幹（総務企画・調整担当）	草野 桂一

【上下水道局】

局長	酒井 正道
局次長	森 俊彦
局次長（技術担当）	山崎 明彦
参事（農林水産部次長）	前田 剛
参事（建設部次長）	高尾 輝彦
参事（西上下水道サービス担当）	五十嵐 健治
参事（経営企画課長）	井村 孝志
参事（給排水サービス課長）	金山 英樹
参事（下水道課長）	五十嵐 進
契約出納課長	谷島 洋
料金課長	佐伯 徳生
水道課長	帳山 誠志
上下水道施設管理センター所長	駒見 潤
東上下水道サービスセンター所長	田辺 茂樹
西上下水道サービスセンター所長	村田 友康
流杉浄水場長	大場 角栄
浜黒崎浄化センター場長	中橋 亨
水橋浄化センター所長	竹島 寛文
下水道課主幹（農林整備課長）	金田 英靖
下水道課主幹（河川整備課長）	経澤 陽一
経営企画課主幹（調整担当）	山本 哲弘

【建設部】

部長	狩野 雅人
部次長（上下水道局参事）	山森 豊
部次長（技術担当・上下水道局参事）	高尾 輝彦
土木事務所長	牧 雅浩
参事（土木事務所担当）	山崎 晃
参事（道路河川管理課長）	山崎 哲志
建設政策課長	野上 一成
道路整備課長	高木 勝人
河川整備課長	経澤 陽一
道路構造保全対策課長	杉木 光晴
公園緑地課長	澤野 重雄
市営住宅課長	山崎 悟
営繕課長	生田 朋道
土木事務所管理課長	山本 貴章
土木事務所建設課長	水野 央
建設政策課主幹（調整担当）	北口 諭

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理	酒井 優
議事調査課主査	牧石 真理
議事調査課主任	澤井 将

7 会議の概要

分科会長 ただいまから、令和5年9月定例会の予算決算委員会建設分科会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（1名）を許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

分科会長 審査に先立ち、分科会記録の署名委員に、澤田委員、田辺委員を指名いたします。

各案件の審査については、各部局単位とし、お手元に配付してあります審査順序のとおり行う予定であります。

なお、質疑については、議案に直接関係あるものだけをお願いいたします。

また、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

これより、消防局所管分の議案の審査を行います。
報告第46号 専決処分について承認を求める件、
専決第33号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第9款消防費

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

消防局長 〔挨拶〕

総務課長 〔議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

村石委員 消防局・富山消防署合同庁舎防水改修工事についてお伺いします。
今ほど説明されたように、大変な事故にならなくてよかったというのが率直な感想です。

この合同庁舎は、老朽化によりこのような雨漏りが発生したのではないかと考えられます。
そこで、この合同庁舎は築何年か伺います。

総務課長 合同庁舎は、平成元年11月に竣工しましたので、33年10か月、もうすぐ34年になろうかというところでございます。

村石委員 竣工から33年10か月が経過したということは、それなりに古くなり、それぞれの効果が薄れてきていると考えられます。
今後、雨漏り等の被害が生じないように、外側を断熱材で覆う外張り断熱改修を行う必要があると考えます。
断熱材によって躯体を二酸化炭素や水から遮断することで、コンクリートの中性化が抑制され、建物の寿命を延ばす効果が期待されていることから、断熱改修を行うべきと考えますが、見解を伺います。

総務課長 村石委員がおっしゃった外張り断熱工法につきましては、私も専門家ではないものですから具体的な効果は分かりかねますけれども、消防庁舎は当然、防災拠点施設として適切に維持管理していくことが重要だと認識しております。
今後断熱改修をしてはどうかという御提案ですが、庁舎につきましては、毎年、営繕課に庁舎の定期点検を実施してもらっていますので、その結果を踏まえ、必要な改修について一工法も含めて一営繕課と協議しながら今後対応していきたいと思っております。

村石委員 当然、どのような改修が必要なのか営繕課と協議していただきたいのですが、ただ、先ほども言いましたように竣工から33年10か月たっているということで、いつか新しく建築すると思うのです。鉄筋コンクリート造の店舗・住宅用建物の法定耐用年数が47年となっていることから、ちょっと早いかもかもしれませんが、新しい消防局・富山消防署合同

庁舎の建築について、いつ頃から検討するのか一例えば土地の取得をどうするのか、どこかの時点で考えていく必要があると思うのですが、見解を伺います。

総務課長 建て替えについて検討してはどうかということですが、消防庁舎につきましても、富山市の総合計画にも掲げておりますとおり、まずは、旧耐震基準で建てられた建物を優先して改築すべきと考えております。

具体的には、富山消防署の北部出張所と富山北消防署の海上分遣所の2か所がまだ旧耐震基準のままでございますので、これを優先して改築した上で、ある程度めどが立った段階で、合同庁舎も含めた残る施設につきましても、優先順位をつけて建て替えについて検討してまいりたいと考えております。

村石委員 今ほどの総務課長の言い方では、大変幅があって、ちょっと具体性に欠けるようなところもあったので、すけれども、局長の補足や見解があればお聞かせください。

消防局長 今ほど総務課長からも申し上げましたが、消防局・富山消防署合同庁舎は、富山市消防局の中で一番メインとなる建物でございます。村石委員もおっしゃいましたが、移転を前提に考えれば、土地取得などを検討するべきではあるのですが、繰り返しの答弁になってしまいますが、現状では、今の建物の必要なところを修繕しながら長寿命化を図って、耐震化されていない建物を先に耐震化してから考えるというような方針で進めてまいりたいと考えております。

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、報告第46号中消防局所管分の意見の表明を行います。
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、建設分科会消防局所管分を終了いたします。

午前10時10分 休憩

~~~~~

午前10時23分 再開

分科会長 これより、建設分科会上下水道局所管分の議案の審査を行います。  
議案第109号 令和5年度富山市水道事業会計補正予算（第1号）  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

上下水道局長 〔挨拶〕

上下水道局次長 〔議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

村石委員 1つは、議案説明資料1ページの（5）委託業務内容について、流杉浄水場には富山市上下水道局職員が10人配置されていますけれども、労働基準監督署でも用いる37号告示に事業の独立性に関する基準があります。これを遵守しているのかお尋ねします。37号告示は、要するに請負の場合は労働者派遣事業ではないようにしなさい、必ず事業を区分して行いなさいという内容です。  
これについて、どのように実施されているのかお答えください。

流杉浄水場長 まず、労務管理上の独立性の点ですが、受託者への業務指示は総括責任者が行い、総括責任者から業務従事者への指揮命令の下、業務が行われております。また、労働時間、服務規程等の労働条件は受託者の

管理において実行されており、職員は関与しておりません。

次に、業務営業上の独立性の点については、運転開始点検業務、水質分析業務の実施に当たっては、受託者が有する専門的な経験・技術を基に業務が処理されております。

以上のことから、37号告示の基準を遵守していると考えております。

村石委員 基準が遵守されているということが分かりました。議案説明資料1ページ(7)委託業者選定方式について、指名競争入札とした理由についてお聞かせください。

流杉浄水場長 本業務の実施には、浄水場の安全管理に必要な専門的な技術やノウハウが求められていることから、富山市の入札参加資格があり、日量5万トン以上の施設能力を有する浄水場で3年以上の業務実績があること、また、従事者に水道施設管理技士の資格と実務経験を有している人材の配置を求めていることから、これらの要件を満たす業者が限定されているため、指名競争入札としております。

村石委員 実績があり、資格を持っている事業者で指名競争入札としていることが分かりました。学校給食でも3年ごとに業務委託をしていて、1期目から4期目まで続いているところもあるのですけれども、多くは同じ業者がずっと行っているのです。流杉浄水場では、過去9年間の3年ごとの受託業者は同じ業者であるのか、教えてください。

流杉浄水場長 9年間同じでございます。

村石委員 議案説明資料2ページ(9)委託料の増額について、④その他業務の内容見直しによる減により、184万円の減となっております。今、人件費の高騰や物価が高くなったことで、増というのが多いところ、減ということは珍しいのです



けれども、どのような根拠で減となったのでしょうか。

流杉浄水場長 その他業務のうち、本館清掃業務においては、事務室や会議室などの清掃回数を削減しております。また、ろ過池管理業務におきましては、これまでの点検結果によりまして、ろ過砂の補充を行ってございますが、これに必要な数量を減らしていることから、減額となっております。

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。これより、議案第109号の意見の表明を行います。意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。以上で、上下水道局所管分の議案の審査を終了いたします。次に、報告案件として提出されている報告第51号 令和4年度富山市公共下水道事業会計継続費精算報告書を議題といたします。これより、当局の説明を求めます。

下水道課長 〔議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。以上で、建設分科会上下水道局所管分を終了いたし

ます。

午前10時33分 休憩

~~~~~

午前10時39分 再開

分科会長 これより、建設分科会建設部所管分の議案の審査を行います。

議案第105号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第11款災害復旧費中、建設部所管分、

報告第44号 専決処分について承認を求める件、

専決第25号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第11款災害復旧費中、建設部所管分、

報告第46号 専決処分について承認を求める件、

専決第33号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第11款災害復旧費中、建設部所管分、

以上3件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

建設部長 〔挨拶〕

建設部次長 〔建設部所管分の概要について、議案説明資料により説明〕

道路整備課長 〔議案第105号中
道路橋りょう災害復旧事業費について、
報告第44号中
道路橋りょう災害復旧事業費について、
議案説明資料により説明〕

土木事務所建設課長 〔議案第105号中
河川水路災害復旧事業費について、
報告第44号中
河川水路災害復旧事業費について、
報告第46号中

道路橋りょう災害復旧事業費について、
河川水路災害復旧事業費について、
議案説明資料により説明]

営繕課長 [報告第44号中
災害救助費について、
議案説明資料により説明]

道路河川管理課長 [報告第44号中
道路維持補修事業費について、
議案説明資料により説明]

公園緑地課長 [報告第44号中
公園管理費、公園整備事業費について、
報告第46号中
公園管理費について、
議案説明資料により説明]

分科会長 これより、質疑に入ります。
ちょっと数が多いですから、質問があれば端的にお
願いいたします。
質疑はありませんか。

村石委員 議案説明資料2ページの道路橋りょう災害復旧事業
費についてお伺いします。
地図を見ると、広範囲にわたって被災した箇所があ
ることが分かりました。
ほとんどがブロック積擁壁工という同じ工法を用い
ていますが、被害の発生に共通した理由があるのか、
お聞かせください。

土木事務所建設課長 今回の大雨は、富山市上空に線状降水帯が発生して
おまして、長時間にわたって観測地点で統計開始
以来の降水量となるような記録的な大雨になってお
ります。
そのような中で、今回の道路災害の発生地区は主に
山間部で、婦中町葎原地内や山田宿坊地内などに多
く発生しており、この辺りは土砂災害危険箇所が多

く点在している地区になっております。
そのため、今回の被害に共通する主な原因としましては、想定外の豪雨により、山間部の山筋に集まった大量の雨水が一気に市道上に流れ出して、道路のり面の地盤が緩み、崩れ落ちたということです。その崩れ落ちたのり面を保護するブロック積擁壁の工事が、今回の主な復旧方法となっております。

村石委員 線状降水帯で降った雨が一気に市道上に流れ出したということですが、何か予防策を考えないと、今後また線状降水帯が発生したときに同じようなことが起きる可能性があります。
例えば、雨が降ったらどこかで止める、ほかのところへ流すなど、そのようないろいろな予防策を考える必要があると考えますが、見解を伺います。

土木事務所建設課長 今回主に被災したのは山間部であり、多くは自然地盤の崩壊によるものであります。
今回のような記録的な豪雨で発生する災害に対しては、急傾斜地などの土砂災害を未然に防ぐための根本的なハード対策を行うには膨大な費用と時間がかかることとなりますので、現実的には不可能ではないかと考えております。

村石委員 この全ての箇所対策することは無理であっても、幾つかの箇所で予防策を考えていくという方向性は持てないのでしょうか。

土木事務所建設課長 現状でできる予防策としては、定期的にパトロールなどを行って、日頃から土砂災害の危険箇所などを監視していくことが大事かなと思っております。

分科会長 村石委員に申し上げますが、今回土砂が崩れてブロックが崩壊した現場は見たことがありますか。

村石委員 まだ見ていません。

分科会長 見ていないのであれば、見れば大体状況が分かると

思いますので、災害の現場を1回確認して質疑をされたほうが分かりやすいと思います。今のような絵に描いたことだけで質疑をしても防ぎようがありません。だから、現地を見ていただいて、対応をまた考えてください。

ほかに質疑はありませんか。

澤田委員 議案説明資料2ページ(1)補正額の財源内訳にある寄附金とは何でしょうか。

建設部次長 今回の7月12日からの大雨について寄附金が寄せられたものです。

内訳としましては、北信越市議会議長会、全国競輪主催地議会議長会、上越市、三条市、全国都市職員災害共済会、あとは民間企業2件、以上7件から寄附金を頂いたものでございます。

村石委員 議案説明資料8ページ災害救助費について(7月補正)、(3)補正内容の①住宅の応急修理や②障害物撤去ですが、そこに住んでいた人たちは本当に大変だったと思うし、今後そこでまた生活していかなければいけないということになっていると思うのですけれども、それぞれの地域ごとの件数と1件当たりの費用についてお答えください。

営繕課長 こちらにつきましては、災害救助法が適用され、大規模な災害において住宅が準半壊以上の被害を受けていることが罹災証明で証明され、かつ自身の資力をもって修理を実施することができない住宅所有者に代わって、本市が最小限の応急修理を実施するための予算でございます。

この応急修理の費用としましては、1世帯当たり半壊以上で70万6,000円以内、準半壊で34万3,000円以内と、全国一律で金額が定められております。しかしながら、申請がなかったため予算は執行しておりませんが、30世帯分を見込んでおりました。

村石委員 申請がなかったということですがけれども、応急修理に関することが被災した住民に十分に届いていなかったということはないのでしょうか。

営繕課長 実は、福祉保健部で災害見舞金を支給するということが一軒一軒回っています。その際に、災害救助法が適用され、このような支援がありますというチラシをお配りしております。
その中で問合せがなかったということです。

村石委員 福祉保健部で災害見舞金が支払われる際にチラシを渡しているということですがけれども、もし分かれば、この災害見舞金は1件当たり幾らになるのでしょうか。

営繕課長 すみません。福祉政策課で所管しておりますので、お答えできかねます。

村石委員 今ほど御説明されたのは住宅の応急修理のことだと思いますが、障害物撤去も含めて説明をしていただけますか。

営繕課長 障害物の撤去は13万8,700円と金額が決まっております。その予算も30世帯分を見込んでおります。

村石委員 障害物の撤去について申請はあったのでしょうか。

営繕課長 いずれも申請はありませんでした。

村石委員 今後このような被災がないように対策を考える必要があると考えますが、見解を伺います。

営繕課長 この予算に限って答えるのであれば、こちらはあくまでも被災後の住宅の応急修理に対する予算であります。床上浸水により住宅が損傷し、それを自らの資力で応急修理ができない方への支援に限っているものですから、なかなか答えにくいことで、床上浸

水にならないように、雨が降らないようにするにはどうするのかを答ればいいのかちょっと分かりませんが—そのような答えになってしまいます。

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第105号中建設部所管分、報告第44号中建設部所管分、報告第46号中建設部所管分、以上3件を一括して意見の表明を行います。
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、建設部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、報告案件として提出されている
報告第50号 令和4年度富山市一般会計継続費精算報告書、第8款土木費
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

建設部次長 〔議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。
以上で、建設分科会建設部所管分を終了いたします。
これで、9月定例会の当分科会に送付されました全議案の審査は終了いたしました。
各委員に御相談申し上げます。
分科会長報告については、正・副分科会長に御一任

願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長

それでは、そのように取り計らいます。
これをもって、令和5年9月定例会の予算決算委員
会建設分科会を閉会いたします。

令和5年9月定例会
予算決算委員会建設分科会記録署名

分科会長 横 野 昭

署名委員 澤 田 和 秀

署名委員 田 辺 裕 三